

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 19 日

各

都	道	府	県
指	定	都	市
中		核	市
児童相談所設置市			

 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児通所支援等に係る令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い 4 月までに対応をお願いする事務等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 2 月 4 日に開催された「第 24 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、令和 3 年度報酬改定の概要をお示ししました。今般の改定では、児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心に、医療的ケアを含め、障害児の状態等を判定し、その判定結果に応じた基本報酬や加算の算定を可能にする改定を行ったところです。

当該改定の内容についてお知らせするとともに、

① 4 月以降に必要となる事務の取扱いの現時点の案

② 4 月までに行っていただきたい事務等

について、別添のとおりお示します。

都道府県におかれては、御了知の上、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）（※）に周知するとともに、管内市町村と連携の上、別添の事務についてご対応をお願い申し上げます。

また、指定都市及び中核市におかれましては、別添の事務についてご対応をお願い申し上げます。

なお、報酬改定の内容は現在パブリックコメント中のため、今後、変更が生じ得ることを申し添えます。

（※）本事務連絡では福祉型障害児入所施設に係る記述もあるため、児童相談所設置市を宛先を含めています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い 4月までに対応をお願いする事務等について

目 次

1 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

- (1) 令和3年度報酬改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- (2) 令和3年4月以降の給付決定に係る事務等
 - ① 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定・・・・・・・・・・P 2
 - ② 個別サポート加算（I）の決定・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
- (3) 4月までに対応いただきたい事務等 ※ 特に御確認をお願いします。

 - ① 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定・・・・・・・・・・P 5
 - ② 個別サポート加算（I）の決定・・・・・・・・・・・・・・・・P 7
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 7

2 療養介護、短期入所

- (1) 令和3年度報酬改定の概要
 - ① 対象者要件の明文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
 - ② 医療連携体制加算（VI）における新判定スコアの活用・・P 9
- (2) 令和3年4月以降の給付決定に係る事務等
 - ① 新たに療養介護及び短期入所（医療型）の対象となる利用者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9
 - ② 医療連携体制加算（VI）の対象者要件の確認・・・・・・・・P10

3 児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設（看護職員加配（配置）加算）

- (1) 令和3年度報酬改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11
- (2) 令和3年4月以降の新判定スコアの取扱い・・・・・・・・P11

★ 本事務連絡における用語の注記

児童発達支援事業所（主として重症心身障害児が利用する場合以外）	⇒	児童発達支援事業所（非重心）
主として重症心身障害児が利用する児童発達支援事業所	⇒	重心型児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所（主として重症心身障害児が利用する場合以外）	⇒	放課後等デイサービス事業所（非重心）
主として重症心身障害児が利用する放課後等デイサービス事業所	⇒	重心型放課後等デイサービス事業所
障害児（重症心身障害児以外）	⇒	障害児（重心児以外）

★ 本資料の連絡先

【短期入所以外について】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援係

TEL：03-5253-1111（内線 3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

【短期入所について】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係

TEL：03-5253-1111（内線 3091）

FAX：03-3591-8914

E-mail：fukusa@mhlw.go.jp

1 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(1) 令和3年度報酬改定の概要

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスについて以下の改定を行った。このうち、本資料に、その取扱い等を記載するものは以下のとおり。

下表で本資料の記載が「－」となっている改定内容の詳細は、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」を確認されたい。

これらの見直しに伴う事務の取扱いについては、年度末までに報酬告示やその留意事項通知、Q&A、事務処理要領等においてお示しする。

(参考)「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html (厚生労働省ホームページ)

対象サービス			改定内容	本資料の記載
児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス		
○		○	①医療的ケア児に係る判定基準の見直し及び基本報酬区分の設定	○
○		○	②医療連携体制加算の見直し	－
○		○	③看護職員加配加算の見直し	○
○		○	④看護職員の基準人員の取扱いの見直し	－
○	○	○	⑤退院直後から必要な障害福祉サービスの利用	－
○		○	⑥人員基準の見直し（障害福祉サービス等経験者の廃止）	－
○	○	○	⑦家族支援の評価の充実（事業所内相談支援加算（Ⅱ）の創設等）	－
○	○	○	⑧著しく重度及びケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（個別サポート加算（Ⅰ）の創設）	○
○	○	○	⑨虐待等の要保護・要支援児童を支援した場合の評価ケアニーズの高い児童を支援した場合の評価（個別サポート加算（Ⅱ）の創設）	－
○		○	⑩児童指導員等加配加算の見直し及び専門的支援加算の創設	－
		○	⑪基本報酬区分の一本化	○
		○	⑪極端な短時間のサービス提供の取扱い（30分以下のサービスの算定対象外）	－

(2) 令和3年4月以降の給付決定に係る事務等

① 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定

ア 改定の内容

児童発達支援事業所（非重心）及び放課後等デイサービス事業所（非重心）において、看護職員を配置して医療的ケア児に医療的ケアを提供しつつ児童発達支援等を提供したときに、医療的ケア児の医療的ケアの新判定スコア（別紙1参照）の点数に応じて段階的な評価を行うこととした。

具体的には、新判定スコアに応じ例えば以下の区分と基本報酬になる。

例1) 児童発達支援（非重心）・主に未就学児・定員10人

- ・ 医療的ケア区分に非該当・・・・・・・・・・885単位／日
- ・ 3点～15点（医療的ケア区分1）・・・・1,552単位／日
- ・ 16点～31点（医療的ケア区分2）・・・・1,885単位／日
- ・ 32点以上（医療的ケア区分3）・・・・2,885単位／日

例2) 放課後等デイサービス（非重心）・区分1（3時間以上）
授業終了後に行う場合・定員10人

- ・ 医療的ケア区分に非該当・・・・・・・・・・604単位／日
- ・ 3点～15点（医療的ケア区分1）・・・・1,271単位／日
- ・ 16点～31点（医療的ケア区分2）・・・・1,604単位／日
- ・ 32点以上（医療的ケア区分3）・・・・2,604単位／日

イ 令和3年4月以降の決定に当たっての事務の取扱い

新判定スコアは医師が判定する必要がある（※）ことから、給付決定申請の際に、医療的ケア児の保護者が、医師に新判定スコアを判定してもらい、これを市町村に提出することを想定している。

市町村は、新判定スコアの点数を確認し、非該当から医療的ケア区分3のいずれかの分類を決定し、受給者証に印字していただきたい。

（※）平成30年度障害福祉サービス等報酬改定で導入した障害児通所支援の看護職員加配加算における医療的ケアに係る判定スコア（旧判定スコア）について、厚生労働科学研究において見守り等のケアニーズ等を踏まえた新たな医療的ケアに係る判定スコア（新判定スコア）に見直しを行った。

新判定スコアは、「基本スコア」と「見守りスコア」の2つの構成となっている。基本スコアは医療行為の該当の有無についての評価であり、旧判定スコアと同様、保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能である。一方、「見守りスコア」は、医療的ケアを実施する上でのリスクについて、医療機器のトラブルが命に係わるか、主介護者による回復が容易かどうかの評価であり、医師による判断が必要である。なお、新判定スコアの「点数」が必要な場合は、「基本スコア」と「見守りスコア」共に医師が判断する必要がある。

ウ 判定に当たっての経過的な取扱い

イの取扱いは令和3年4月から施行されるが、4月時点では保護者が新判定スコアを準備することが難しいことが想定されるため、令和4年6月

末まで、医療的ケア区分を決定する上で、新判定スコアに準ずる方法で点数を確認することも可能とする（※）。

具体的な確認方法としては、以下を想定している。

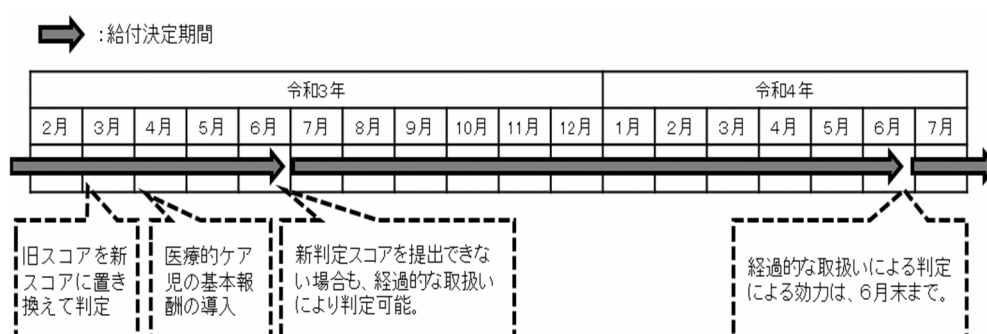
- (1) 現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）から、旧判定スコアの提供を受ける。
- (2) 旧判定スコアの点数を置き換え、その結果を新判定スコアの点数とみなすことを想定している（置き換えに当たっては、別紙2を参照）。

なお、この取扱いは、保護者が短期間で新判定スコアを用意することが困難であることが想定されるための配慮なので、保護者が新判定スコアを用意できる場合は、新判定スコアにより決定すること。

また、旧判定スコアには「見守りスコア」がない分、新判定スコアによる点数より低い点数になる。保護者が新判定スコアを用意でき次第、新判定スコアに基づく医療的ケア区分に分類し直すような事務を行うことも可能であるため、新たな報酬体系による適切な給付費が支給されるようご配慮いただきたい。

（※）令和4年7月サービス提供分以降の報酬請求に当たっては、新判定スコアに基づき報酬請求をする必要があるため、令和3年6月頃までに、給付決定申請に当たり、保護者が新判定スコアを準備できるよう周知をお願いしたい。

【イメージ】



② 個別サポート加算（Ⅰ）の決定

ア 改定の内容

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときに加算の算定を可能とする。

イ 対象児童

サービス	対象要件	
児童発達支援	3歳未満の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
医療型児童発達支援	3歳以上の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害および精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上
放課後等デイサービス	以下の①又は②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ② 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの	

※ 「3歳未満の場合」については、給付決定期間中に3歳に達した場合でも、次回の給付決定までは新たに「3歳以上の場合」の要件で決定し直す必要はないものとする。

※ 重症心身障害児の場合

重症心身障害児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、個別サポート加算（Ⅰ）の算定対象にはならないので、原則として、個別サポート加算（Ⅰ）の決定は不要である。

例外として、重症心身障害児が非重心の事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（Ⅰ）も算定可能となるため、加算の決定をお願いします。

ウ 令和3年4月以降の決定に当たっての事務の取扱い

(7) 児童発達支援・医療型児童発達支援

各種加算の対象かどうかの決定は、基本的には通所給付決定と同時に実施されているところ、個別サポート加算（Ⅰ）についても、通所給付決定申請の際の5領域11項目の調査結果を踏まえて決定をお願いします。

なお、通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に決定をすることも可能である。

この場合、5領域11項目の調査を行うことになるが、現下の新型コロナウイルス感染症の状況も鑑み、書面や電話での聞き取り調査により調査するほか、令和2年度中の調査結果を用いて決定することも差し支えない。

また、当該障害児が主に利用している児童発達支援事業所や障害児相談支援事業所、かかりつけ医等、本人の状態をよく知っている者からの聴取により決定することも差し支えない。

※ なお、書面や電話での聞き取り調査による調査は、個別サポート加算（Ⅰ）の決定に限らず、通所給付決定時にも同様の取扱いが可能である。

(イ) 放課後等デイサービス

(ア)と同様に、通所給付決定申請の際に指標該当の調査を実施し、その調査結果を踏まえて決定をお願いする。

(ウ) その他

- 今後、3月末までに、市町村における5領域11項目の調査及び指標該当の調査に当たっての留意事項を別途お示しする。
- 本加算の対象かどうかの決定に有効期間はないが、基本的には通所給付決定を更新する時期に改めて決定いただくことを想定している。

(3) 4月までに対応いただきたい事務等

① 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定

ア 給付決定保護者等への周知

市町村におかれては、HP等において、児童発達支援（非重心）又は放課後等デイサービス（非重心）の給付決定申請（更新・新規）を行う保護者に対して、あらかじめ新判定スコアの準備をお願いするなどの周知をお願いしたい。

※ ここでの「医療的ケア」とは、新判定スコアの項目に限られるため、新判定スコアで点数がつかないことが見込まれる障害児の場合、新判定スコアの提出は不要である点に留意されたい。

イ 現に看護職員加配加算を算定している事業所（非重心）への対応

児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）は、「医療的ケア児」の基本報酬区分の創設に伴い看護職員加配加算が廃止される（重心型の事業所における看護職員加配加算の取扱いについては11ページを参照）。

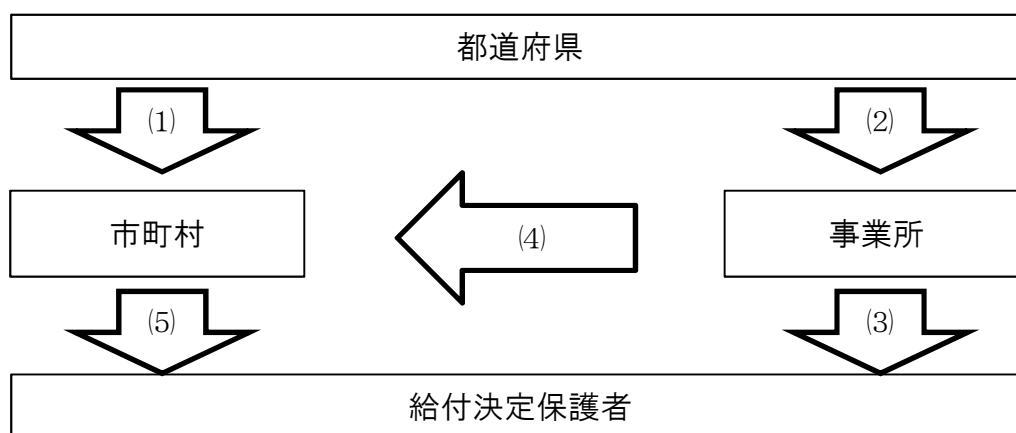
そのため、現に看護職員加配加算を算定している児童発達支援事業所（非重心）又は放課後等デイサービス事業所（非重心）については、速やかに医療的ケア区分による基本報酬を算定できるようにする必要がある。

そこで、看護職員加配加算を算定している事業所を利用する医療的ケア児については、(2)①のウの経過的な取扱いを活用するなどして、医療的ケア区分の決定を行い、4月のサービス提供に係る請求から、医療的ケア児区分に応じた報酬を請求できるようにすることをお願いする。

具体的には、例えば、以下のような段取りにより、当該配慮が必要な医療的ケア児を特定し、当該障害児に係る基本報酬の区分の設定を行うことをお願いしたい。なお、以下の段取りは例示であるため、具体的な手順は、

各都道府県及び市町村において柔軟に定めていただきたい。

＜事業所への周知、支給決定の手続きの例＞



- (1) 都道府県から市町村への本件の周知
都道府県から市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）に本件事務連絡を周知する。
- (2) 都道府県から、児童発達支援事業所（非重心）及び放課後等デイサービス事業所（非重心）のうち看護職員加配加算の届け出がされている事業所に対し、
 - ・ 令和3年4月以降、看護職員加配加算が廃止になること、
 - ・ 旧判定スコアによる判定結果がある医療的ケア児に係る医療的ケア区分の決定について、市町村に相談すること等を周知する。
- (3) 事業所は、旧判定スコアがあり、引き続き医療的ケアを必要とする障害児の保護者に対して、4月以降の報酬の取扱いや、旧判定スコアによる判定結果を市町村に提供する旨を説明する。
- (4) 事業所から、医療的ケア児の給付決定元の市町村に連絡し、旧判定スコアを提供するとともに、医療的ケア児の支給決定情報を「医療的ケア児」に決定するよう依頼する。
- (5) 市町村において、旧判定スコアを、別紙2の読み替え表により読み替えたスコアにより医療的ケア区分1～3の支給決定情報を付与し、その旨を保護者及び指定児童発達支援事業所等に連絡する。

ウ 通常と異なる組み合わせの利用について

上記は、障害児（重心児以外）が児童発達支援事業所（非重心）及び放課後等デイサービス事業所（非重心）を利用している場合について記載したが、障害児（重心児以外）が、重心型の事業所を利用しているなどの場

合もあるため、こうした場合の取扱いを以下にお示しする。

障害児（重心児以外）が、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等を利用する場合等の基本報酬の取扱いは下表のとおりとなる。こうした利用の場合も、新判定スコアによる給付決定が必要となるので留意されたい。

※ このことを含む、医療的ケア児の基本報酬の算定に係る取扱いの詳細については、今後、3月末までに別途お示しする。

児童の障害の分類	施設の分類	算定する基本報酬	改定後の 医療的ケア児に 係る基本報酬
障害児（重心児以外）	一般の事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
障害児（重心児以外）	主として重症心身障害児を通わせる事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
重症心身障害児	一般の事業所	885 単位 等	1,552 単位 等
重症心身障害児	主として重症心身障害児を通わせる事業所	2,098 単位 等	適用なし ※もともと基準人員に看護職員が配置されているため、基本報酬は同じ。

（注）表中、主として重症心身障害児を通わせる場合以外の指定児童発達支援事業所等は「一般の事業所」としている。

② 個別サポート加算（Ⅰ）の決定

ア 既に給付決定されている給付決定保護者への周知

放課後等デイサービス（非重心）は、指標に該当する障害児は、そのまま個別サポート加算（Ⅰ）の決定がされているものとして取り扱って差し支えない。後述する基本報酬の一本化と、指標に該当する障害児は個別サポート加算（Ⅰ）の対象となることを周知いただきたい。

イ 支給決定情報の設定

4月サービス提供分の報酬請求の審査に向けて、指標該当になっている障害児について、障害児支援受給者異動連絡票情報（支給決定情報）の「決定サービスコード」項目に、「放課後等デイサービス加算サポート（Ⅰ）」の給付決定コードを設定し、各都道府県の国民健康保険団体連合会に送付されたい。

（４）その他

放課後等デイサービス（非重心）の基本報酬は、指標該当児童かどうかによる区分1及び区分2の分類が一本化される（※）。これに伴い、現に通所給付決定保護者が所有している通所給付受給者証の変更等は不要とし、指標該当の有

無が記載された通所給付受給者証のまま、4月以降も放課後等デイサービスを利用することができるものとする。

放課後等デイサービス事業所（非重心）においては、指標該当の有無のいずれが記載されていても、4月提供分以降の基本報酬は同じになる。

（※）提供時間が3時間以上かどうかによる区分は、現行のまま継続する。

2 療養介護・短期入所

(1) 令和3年度報酬改定の概要

① 対象者要件の明文化

療養介護及び短期入所（医療型）の要件として、以下の者を明文化する。

- ・ 区分5以上であって新判定スコア16点以上の者
- ・ 区分5以上であって強度行動障害があり新判定スコア8点以上の者
- ・ 区分5以上であって遷延性意識障害があり新判定スコア8点以上の者
- ・ 上記に準ずる者として市町村が認める者

また、短期入所（医療型）を利用する障害児については、区分1以上であって新判定スコア16点以上の障害児を追加する。

② 医療連携体制加算（Ⅵ）における新判定スコアの活用

短期入所（福祉型）及び重度障害者等包括支援（短期入所を利用した場合）において、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、新判定スコア16点以上の障害児（者）に対して通算8時間以上看護を行った場合には、医療連携体制加算（Ⅵ）を算定できるものとする。

※ 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は、新判定スコアの点数は使用せず、また、現行の医療連携体制加算と同様に支給決定を必要としない取扱いとするため、医療的ケア区分に該当するかどうかは、各事業所において確認できていれば足りるものとする。

(2) 令和3年4月以降の給付決定に係る事務等

① 新たに療養介護及び短期入所（医療型）の対象となる利用者への対応

新たな対象者要件に該当するかどうかは、支給決定時に確認するため、1の（2）の①のイと同様に、4月以降の判定について利用者又は障害児の保護者に周知をお願いする。

- 療養介護については、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者と異なり、旧判定スコアを有していないことが想定されるため、原則として1の（2）の①のウのような経過的な取扱いを行わない。4月以降の支給決定申請に当たって、新判定スコアに基づく支給決定を希望する場合は、新たに、新判定スコアの提出を求めるようにされたい。
- 短期入所（医療型）についても、原則として療養介護と同様、4月以降の支給決定申請に当たって、新判定スコアに基づく支給決定を希望する場合は、新たに、新判定スコアの提出を求めるようにされたい。

ただし、例外的に、看護職員加配加算を算定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用する医療的ケア児が、新たに短期入所（医療型）の支給決定を希望する場合は、当該医療的ケア児の旧判定スコアがあることが考えられるため、その場合は、1の（2）の①のウと同

様に経過的な取扱いをして差し支えない。

② 医療連携体制加算（Ⅵ）の対象者要件の確認

ア 対象者の判定に当たっての事務の取扱い

短期入所（福祉型）及び重度障害者等包括支援（短期入所を利用した場合）における医療連携体制加算（Ⅵ）の対象者要件に該当するかどうかは、支給決定時に確認するため、1の（2）の①のイと同様に、4月以降の判定について利用者又は障害児の保護者に周知をお願いする。

ただし、例外的に、看護職員加配加算を算定する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用する医療的ケア児は、当該医療的ケア児の旧判定スコアがあることが考えられるため、障害児の保護者又は事業所から医療連携体制加算（Ⅵ）対象者要件の確認を求められた場合には、1の（2）の①のウと同様に経過的な取扱いをして差し支えない。

イ 支給決定情報の設定

4月サービス提供分の報酬請求の審査に向けて、該当となる利用者が確認された場合には、受給者異動連絡票情報（支給決定情報）の「決定サービスコード」項目に、「短期入所加算医療連携体制加算（医ケア）対象者」又は「重度包括支援加算医療連携体制加算（医ケア）対象者」のコードを設定し、各都道府県の国民健康保険団体連合会に登録されたい。

（留意事項）

医療連携体制加算（Ⅳ）又は（Ⅴ）の算定対象者の判断については、各事業所で行うため、受給者証への記載及び受給者異動連絡票情報への登録は不要である。

なお、医療連携体制加算（Ⅳ）又は（Ⅴ）の算定対象者とは、新判定スコアに記載している「医療的ケア（診療の補助行為）」に一つ以上該当する項目がある者。

3 児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設（看護職員加配（配置）加算）

（１）令和３年度報酬改定の概要

重心型児童発達支援事業所及び重心型放課後等デイサービス事業所並びに福祉型障害児入所施設における看護職員加配（配置）加算については、算定方法を以下のとおり改正することとした。

○ 看護職員加配加算（Ⅰ）、看護職員配置加算（Ⅱ）

〔現 行〕 現行の判定基準のスコアが８点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して５以上になること。

〔見直し後〕 医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が４０点以上になること。

○ 看護職員加配加算（Ⅱ）

〔現 行〕 現行の判定基準のスコアが８点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して９以上になること。

〔見直し後〕 医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が７２点以上になること。

（２）令和３年４月以降の新判定スコアの取扱い

改正後の点数は、新判定スコアに基づいて算出することを想定しているが、１の（３）の①と同様、旧判定スコアにより算出することも可能とする予定である。

看護職員加配加算は、給付決定時に新判定スコアの点数を市町村が確認することにはしない（現行の取扱いと同様）ため、市町村における事務は生じない。

なお、１の（２）の①のイのとおり、旧判定スコアは保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能だったが、新判定スコアの「見守りスコア」は医師による判定が必要となるため、新判定スコアにより事業所が看護職員加配加算の算定となるかどうかを確認する場合、医師が判定した新判定スコアを用いる必要がある。